

大阪府監査委員告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年11月30日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	土井	達也

指示事項に対する措置

（未収入金の管理について）

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	
監査実施年月日	委員 平成24年1月20日 事務局 平成23年11月28日から同月30日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「法人」という。）では、回収が滞っている未収入金についての具体的な管理方法が定められていない。</p> <p>例えば、法人本部の担当部署が主体となって、適時に回収状況を管理するとともに、施設からの報告を定期的に行うなどの体制を整備し、少なくとも決算手続においてチェックする体制を設けることを検討されたい。また、会計処理上、回収可能性について法人内で統一的な判断基準を設け、当該基準に則り、適時適切に処理を行うことについても併せて検討されたい。</p>	<p>債権の具体的な管理方法や取扱いを定めた「債権取扱要領」を平成27年4月1日付けで制定した。また、回収が滞っている未収入金については、経理課が主体となって督促その他必要な処理を進めており、平成28年度からは、月次で回収状況を管理する体制を整えた。</p>

委員意見に対する措置

(基本金の増額及び定款変更について)

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	
監査実施年月日	委員 平成24年1月20日	事務局 平成23年11月28日から同月30日まで
	監査の結果	措置の状況
	<p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「法人」という。）は、平成23年3月開催の理事会において社会福祉法人会計基準（以下「基準」という。）第31条第4号基本金（定款の規定により、当期末繰越活動収支差額の一部又は全部に相当する額の運用財産を基本財産に組み入れた場合におけるその組入額）を増額する決定をした。この結果、大阪府の出資比率が62.5%から24.4%へ減少し25%を下回ったため、平成23年度からは大阪府の指定出資法人から外れている。また、同日の理事会において法人が解散した際の残余財産の帰属先を「大阪府」から「社会福祉法人のうちから選出されたもの」に変更した。</p> <p>当該第4号基本金については、平成23年7月27日付けの基準の改正により平成24年4月1日から廃止（移行期間：平成27年3月31日まで）とされており、この基本金の増額に関する理事会の決定は、基準の改正の状況を前提としていないものであるため、あくまでも暫定的な対応である。</p> <p>法人は、大阪府の指定出資法人に復帰しないよう過去において寄附金として受け取った施設整備基金の一部を本来基本金とすべきであったとして充当することを検討しているが、単なる経理処理上の問題と捉え、形式的な自立化の手続を進めるのではなく、寄附者が法人の施設建設のために寄附したのかという寄附者の当時の意思及び現在の意思を客観的に確認することができるのかどうかを慎重に検討すべきである。</p>	<p>当該寄附金については、平成15年5月に、大阪府立金剛コロニー保護者会より「施設建設基金」として寄附を受けたものであり、文書によりその旨を明らかにされている。</p> <p>当該寄附金を平成26年3月31日付けで基本財産に組み入れた。また、同年4月1日付けで新会計基準に移行し、同日付で旧基準第4号基本金を取り崩した。なお、両案件については、平成26年3月開催の理事会において決定した。</p> <p>(1)(2)(3)については、大阪府の公的資金が多額に投入されている経過を踏まえ、大阪府と十分に協議の上、適切に対応する。</p>

同時に、これまで大阪府が法人の施設整備基金へ積み立てるために拠出した資金や、今後拠出する予定のものは、その経済的効果としての実態は大阪府からの施設整備目的の寄附又は出損と同様であると考えられることから、当該拠出金を基準第31条第1号基本金（社会福祉法人の施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額）に繰り入れなくてよいのかも含めて、大阪府と協議しながら新しい会計基準への移行を契機として改めて検討していく必要がある。

また、法人の定款変更は、国が通知する社会福祉法人定款準則に倣っているものの、法人の運営上必要な施設などの重要な資産の形成に大阪府の公的資金が多額に投入されている経過に鑑み、法人解散時の残余財産の帰属先を大阪府以外にすることについては、慎重に判断すべきであったと考える。

この定款変更が行われたことで、次の3点に留意する必要がある。

- (1) 大阪府から無償譲渡又は無償貸付されている土地、建物については、個別の無償譲渡契約書又は使用貸借契約書において、法人が施設を廃止し指定用途に供さなくなった等の場合には、譲渡物件又は貸付物件を大阪府に返還することとされているが、このような状況が生じた場合には、契約の内容が速やかに履行されるよう十分留意されたい。
- (2) 今後、大阪府から法人の施設整備基金へ積み立てるために拠出される資金については、当該基金が施設整備目的に使用されなかった場合は当然大阪府に返還されるべきものであり、さらに施設整備に使用され、法人の建物として法人の基本財産となった場合でも、上記(1)と同様、法人が施設を廃止し指定用途に供さなくなった状況が生じた場合には大阪府に返還されるべきものである。

この点において、施設整備に要した金額のうち、国及び大阪府からの施設整備補助金については、補助金等に係る予算

の執行の適正化に関する法律等によって、その返還等が担保されているが、当該基金積み立ての拠出金についてはその担保がなされていないことから、今後の法人への拠出にあたって留意されたい。

(3) 大阪府からの出捐及び施設整備基金としてこれまで大阪府が拠出してきた資金についても、上記(2)と同様に考えるべきものであるため、その法的可能性も含めて検討し、大阪府と協議されたい。

(なお、当事案については大阪府福祉部に対する意見ともする。)

(明光ワークスの工賃水準について)

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団													
監査実施年月日	委員 平成24年1月20日 事務局 平成23年11月28日から同月30日まで													
監査の結果	措置の状況													
<p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「法人」という。）の知的障がい者授産施設「明光ワークス」における就労移行支援事業の月額一人当たり平均工賃は、平成21年度末で14,805円であったものが平成22年度末には4,976円となり、急減している。</p> <p>また、就労継続支援B型事業については、平成22年度末の月額一人当たり平均工賃は、4,253円となっており、国の定める基準（一月あたりの工賃平均額3千円以上）を下回ってはいないものの低水準となっている。</p> <p>この就労継続支援B型事業については、明光ワークスでは平成23年度より大阪府福祉部が掲げる「大阪府工賃倍増5か年計画」の対象事業として取り組んでいるが、平成22年度における明光ワークスの月額平均工賃は、当該計画の目標年度である平成23年度の目標工賃16,000円を大幅に下回っており、平成18年度における工賃実績調査結果である大阪府内授産施設等の平均工賃7,990円（全国最低額）にも達していない。</p> <p>明光ワークスでは、授産事業収入となっていた服部緑地公園の除草清掃作業の契約額が平成22年度から減額になるとともに当該年度末で契約が終了し、これに代わる新規の授産事業の受託契約を未だ獲得できていない。このため、平成23年度中に両事業の工賃水準を改善することは実質的には困難な状況にある。</p> <p>大阪府工賃倍増5か年計画では、「利用者一人ひとりの生活の質を高め、働きたいという思いを実現するためにも、授産事業の充実と</p>	<p>平成23年度の監査を受け、工賃向上計画を作成し、事業を進めてきた。平成26年度の状況は、下表のとおり事業収入額は2倍、月額工賃平均額は1.6倍となり、大きく改善を図った。</p> <p>平成27年度は新たな取組として当法人の就労継続支援B型の事業所が連携し、紙すき作業を導入し、平成28年度から本格稼働している。今後も現状に満足することなく、工賃向上に努める。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>22年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業収入額</td> <td>1,908,986</td> <td>5,014,070</td> </tr> <tr> <td>月額一人当たり平均</td> <td>4,253</td> <td>4,299</td> </tr> <tr> <td>一時金一人当たり</td> <td>—</td> <td>33,368</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(月額一人当たり平均7,079)</p>		事業	22年度	26年度	事業収入額	1,908,986	5,014,070	月額一人当たり平均	4,253	4,299	一時金一人当たり	—	33,368
事業	22年度	26年度												
事業収入額	1,908,986	5,014,070												
月額一人当たり平均	4,253	4,299												
一時金一人当たり	—	33,368												

工賃アップが求められている」とされており、この趣旨からも工賃水準については重要な要素であると考えられることから、法人として就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業ともに工賃水準の改善が求められる。

今後法人としてどのように授産事業の受託を拡大し、工賃水準を引き上げていくかを具体的な行動計画として明確にした上で、速やかに中長期的な工賃水準の改善計画を策定し、実行に移されたい。

(内部統制上の課題について)

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	
監査実施年月日	委 員 平成24年 1 月20日 事務局 平成23年11月28日から同月30日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「法人」という。）の事務手続について確認したところ、内部統制について改善すべき点が散見された。</p> <p>これらの中には、昨年度の監査結果とし、すでに措置された内容と同様のものであることから、個別の事案への対応に終始するのではなく、法人全体として健全な内部統制となっているかを念頭に置きながら改善されるべきものである。特に現金を扱う事務手続は、相互けん制を働かせる仕組みを確立することに留意し、不正を未然に防止することが必要不可欠である。</p> <p>今後は、法人全体として統一的な方針を示した上で、各所属での手続が適切にされているかを法人本部などの一定の部署で定期的にモニタリングする体制について検討されたい。</p>	<p>会計の専門家が作成したガバナンス体制チェックリストを基に、法人及び施設の業務執行状況を点検しながら、実効性のある内部統制の仕組みを確立するよう努めている。</p> <p>また、社会福祉法の改正への対応として、監査法人と契約し、平成29年度の会計監査人設置に向けた準備を現在進めている。</p>